

平成23年2月17日判決言渡し 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第153号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・那覇地方裁判所沖縄支部平成21年(ウ)第311号)

口頭弁論終結日 平成22年12月14日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控 訴 人	プ ロ ミ ス 株 式 会 社
同代表者代表取締役	久 保 健
同訴訟代理人弁護士	大 塚 隆 治
	宮 崎 裕 悟
	邊 見 雄 一 郎

被 控 訴 人	
同訴訟代理人弁護士	松 永 和 宏

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

(以下、略語・略称については原判決のそれに従う)

第2 審理の経過等

1 本件請求の概要

被控訴人は、控訴人との間(平成3年10月17日から平成21年3月16日までの本件取引1、平成19年8月22日から平成21年3月16日ま

での本件取引3)及びその子会社であったクラヴィスとの間(平成13年10月26日から平成19年8月22日までの本件取引2)で継続的な金銭消費貸借取引を行っていたところ、被控訴人において支払った利息のうち利息制限法1条1項(平成18年法律第115号による改正前のもの)所定の利息の制限額を超える部分(制限超過部分)を元金に充当すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき過払金元金(本件取引1につき132万7376円、本件取引2及び3を一連一体のものとして9万3237円)、平成21年4月23日までの確定法定利息金(本件取引1につき10万1577円、本件取引2及び3を一連一体のものとして724円)及び上記過払金元金合計142万0613円に対する同月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息金の支払を求める。

2 原判決

本件取引2及び3は一連一体のものと認められ、控訴人及びクラヴィスが悪意の受益者であったという推定を覆す特段の事情の立証はないとして、被控訴人の請求を全て認容した。

第3 事案の概要

1 本件の事案の概要は、次項以下において当審における当事者の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」記載のとおりである。

2 当審における控訴人の主張

原判決はクラヴィスから控訴人へ契約上の地位が移転したと判断した。

控訴人とクラヴィスとの間の業務提携契約書(乙8)において、併存的債務引受けに関する約定はあるが、契約上の地位の移転に関する約定はない。このことは、控訴人とクラヴィスが業務提携契約に当たり契約上の地位を移転する旨の合意を積極的に排除したことを意味する。

また、被控訴人は控訴人の店舗へ行き、控訴人と基本契約を締結した上

で控訴人から金員を借り入れ、これによりクラヴィスに対する借入金の残金を完済した。その際の被控訴人の認識は、貸主の交替に同意するというものではなく、借換えをするというものであったとみるのが自然である。

第4 当裁判所の判断

1 判断の骨子

控訴人とクラヴィスが締結した平成19年6月18日付け業務提携契約は、控訴人においてクラヴィスの顧客のうち両社が選定した者を対象として継続的金銭消費貸借取引を行い、クラヴィスが当該顧客に対して負担する利息返還債務等を併存的に引き受ける旨の内容であった。そして、控訴人は、上記のとおり選定された顧客と継続的金銭消費貸借取引を行うに当たり、当該顧客のクラヴィスに対する貸金返還債務等に相当する金員を貸し付けて当該顧客の依頼によりこれをクラヴィスに直接振り込んで支払う旨の定型申込書を用意し、同年8月22日に被控訴人との金銭消費貸借取引の開始に当たりこれを被控訴人に作成させ、被控訴人のクラヴィスに対する貸金返還債務等に相当する金員を被控訴人に貸し付けた上で直接クラヴィスに支払った。

これらの事実を前提とすると、上記業務提携契約は控訴人がクラヴィスの優良顧客をそのまま引き継ぐことを主眼としたものであり、上記定型申込書も当該顧客のクラヴィスに対する債務を控訴人に対する債務に切り替え、クラヴィスとの取引関係を終了させる効果を意図したものであったといえ、これを法的にみるならばクラヴィスと控訴人との間において金銭消費貸借契約上の貸主たる地位の移転がされたものと評価される。また、被控訴人が残高確認書兼振込代行申込書に署名して控訴人に提出した上で異議なく控訴人との取引を継続していることに鑑みると、被控訴人は上記契約上の地位の移転を少なくとも黙示に承諾したと認められる。

そして、控訴人及びクラヴィスが悪意の受益者であったという推定を覆す特段の事情の立証がされたとはいえない。

したがって、本件取引 2 及び 3 は一連の取引として計算すべきであり、本件取引 1 について原判決別紙計算書 1 のとおり、本件取引 2 及び 3 について原判決別紙計算書 2 のとおり、それぞれ過払金が発生したものと認められるから、被控訴人の請求は理由がある。

当裁判所が上記のとおり判断する理由は、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第 3 争点に対する判断」記載のとおりである。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

控訴人とその 100%子会社であったクラヴィスが控訴人のグループ再編の一環として業務提携契約を締結した経緯、またその契約書（乙 8）中の「債権移行」、「切替契約」等の文言も債権者の変更を示唆することからすれば、併存的債務引受けにつき明示的に定める部分を含め、上記業務提携契約は契約上の地位の移転につき定めたものと評価することができ、「契約上の地位の移転」という文言が契約書中に存在しないことは上記判断を左右しない。そして、被控訴人は、自由な選択によりある貸金業者から借り入れた金員で別の貸金業者へ返済をしたのではなく、控訴人の店舗において定型書式に従い残高確認書兼振込代行申込書（乙 2）を作成して本件借換えを行ったものであり、同申込書中の「契約の切替」という文言に照らしても、その認識は借換えではなく、貸主の交替を承諾するというものであったことが判断される。

第 5 結論

以上によれば、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決をする。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 橋 本 良 成

裁判官 森 鍵 一

裁判官 山 崎 威

